

## ○流山市産業振興基本条例

平成19年3月26日

条例第11号

改正 平成22年3月29日条例第4号

平成24年12月21日条例第29号

## (目的)

第1条 この条例は、本市の産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤を強化し、及び産業の健全な発展を促進し、もって調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 産業の振興は、市内で産業活動を行う者（以下「事業者」という。）自らの創意工夫をはじめとする自助努力を基に、市、事業者、経済団体及び市民等が協働して推進することを基本理念とする。

2 前項に規定する基本理念に基づいた産業振興の方針は、次のとおりとする。

(1) 農業については、都市との調和を図りつつ優良農地の確保、良質な農産物の供給、農業の担い手の育成等により、魅力ある都市型農業の振興を目指すものとする。

(2) 工業については、従来のものでづくりの伝統技術を基に、生産技術の近代化を推進し、企業、大学等の研究機関及び行政との連携（以下「産学官連携」という。）による先端技術の研究開発により新産業を創出するとともに、企業の誘致の促進を目指すものとする。

(3) 商業については、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させ、購買意欲を高めるとともに、中小小売店舗と大規模小売店舗とがそれぞれの個性を生かし、共存共栄を図ることにより、地域の活性化を目指すものとする。

(4) 観光については、既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘及び創出に努めることにより、観光に関する産業を創出し、地域の活性化を目指すものとする。

## (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる産業の振興に関する施策を実施するものとする。

(1) 事業者の経営基盤を安定させるための施策

(2) 内発的産業振興及び企業誘致の促進のための施策

- (3) 地産地消を中心とした都市型農業の促進のための施策
- (4) 創業及び産学官連携による研究開発の支援のための施策
- (5) 産学官連携と市民等による産業都市づくりのための施策
- (6) 商店街の活性化のための施策
- (7) 観光資源を活用した集客力を増大させるための施策
- (8) 雇用促進のための施策
- (9) 勤労者の福利厚生を向上させるための施策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、産業の振興のための施策  
(事業者及び経済団体の責務)

第4条 事業者は、地域環境との調和及び市民生活の安全確保に十分配慮するとともに、自らの事業の発展、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 小売業その他の商工業を行う事業者は、商店会、商工会議所その他の地域振興の中心的役割を果たす商工業関係団体（次項において「商工会議所等」という。）に積極的に加入するよう努めるものとする。

3 大規模小売店舗を設置する事業者は、自ら積極的に商工会議所等に加入するよう努めるとともに、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、商工会議所等への加入について協力を求めるよう努めるものとする。

4 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に対する支援を行い、市と協働して産業の振興のための施策を実施し、地域の活性化に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、産業の振興が市民生活の向上及び地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と産業が調和する地域社会の実現に向け協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第6条 産業の振興に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するため、流山市産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業に携わる者
- (2) 経済団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(4) 市民等

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。